



### 3. 組成および成分情報

単一品/混合物	混合物(成型品)
化学名または一般名	粘着シート
成分	基材・印刷面:ポリ塩化ビニル、可塑剤、安定剤、顔料、他。 粘着剤層:アクリル樹脂、他。 セパレータフィルム:上質紙、ポリエチレン、離型剤。
法規制対象物質の名称と含有量	下表参照

下記の法規制対象物質を含む製品があります。

・基材・印刷面および粘着剤層(合計厚さ100 $\mu$ m)

CAS番号	物質名	PRTR区分・番号	安衛法番号	含有量(%)
13463-67-7	酸化チタン(IV)	— 対象外	191	10

※ 含有量はセパレータフィルム以外の層についての平均含有率を記載しています。

※ セパレータフィルムは対象物質を含有しておりません。

### 4. 応急措置

本製品は通常の使用において、危険有害性は想定しがたいが、火災時に生じる燃焼ガスに曝露された場合の措置について記す。

吸入した場合 新鮮な空気の場所に移し、鼻をかみ、うがいをし、医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合 汚染された衣服等を脱ぎ、接触部を多量の水及び石鹼で洗い、医師の診断を受ける。溶解状態の製品が付着した場合は、速やかに水で冷やし、火傷に対する処置を行う。

眼に入った場合 多量の水で15分以上洗顔を、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合 水を飲ませて嘔吐させ、医師の診断を受ける。

### 5. 火災時の処置

消火方法 初期消火は小型粉末消火器または水で消火可能である。着火した場合はまず多量の水を散布して温度が上がらないよう注意し、後に泡消火器などで空気を遮断し消火する。

消火者の保護 自給式呼吸器などの保護具を着用すること。

### 6. 漏出時の処置

漏出したものは必ず回収し、環境中に放置してはならない。また、回収したものの処分は専門の産業廃棄物処理業者に委託する。

### 7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い 重量物のため、落下させないように取り扱うこと。

保管 保管場所は火気厳禁とする。35 $^{\circ}$ C以下、湿度85%以下の冷暗所に保管すること。

### 8. 暴露防止措置

本製品は通常の使用において、危険有害性は想定しがたいが、加熱、燃焼によって有害なガスが発生する場合がある。

管理濃度 知見なし。

許容濃度 知見なし。

設備対策 当製品を過度に加熱する場合は、その個所において局所排気を行うこと。また、取扱い場所付近に手洗い、うがい等の洗面設備を設置することが望ましい。

保護具 呼吸用保護具 加熱作業時はマスクの着用が望ましい。

保護手袋 加熱作業時は火傷などを考慮し、耐熱性保護手袋の着用が望ましい。

保護眼鏡 加熱作業時は保護眼鏡の着用が望ましい。

保護衣 加熱作業時は長袖の作業服の着用が望ましい。

### 9. 物理/化学的性質

形状	フィルムシート状の成形体。
臭気	かすかに有り。
沸点	主成分であるポリ塩化ビニル樹脂には沸点はない。
揮発性	加熱により揮発する成分を含んでいる。室温ではほとんど揮発しない。
融点	主成分であるポリ塩化ビニル樹脂には融点はない。
比重	1.1～1.4。
溶解度	成形体として水にはほとんど溶解しない。

## 10. 安定性および反応性

反応性、化学的安定性	通常の取り扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性	空気中での燃焼により、一酸化炭素、塩化水素などを生成する。
避けるべき条件	高温、静電気。
混触危険物質	知見なし。
危険有害な分解生成物	知見なし。

## 11. 有害性情報

フィルム、シートとして通常の使用環境においては安定な固体であり、危険性、有害性はない。ただし、強熱すると可燃性物質が揮発したり、有毒ガスが発生することがある。また、加熱条件によっては焼却灰など有害な粉塵を含む場合がある。

急性毒性	知見なし。
皮膚腐食性/刺激性	知見なし。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	知見なし。
呼吸器感作性または皮膚感作性	知見なし。
生殖細胞変異原性	知見なし。
発がん性	知見なし。
生殖毒性	知見なし。
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	知見なし。
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	知見なし。
吸引性呼吸器有害性	知見なし。

## 12. 環境影響情報

生態毒性	知見なし。
残留性・分解性	知見なし。
移動性	通常の使用において、大気および水中への製品構成成分の拡散はほとんど無い。
生体蓄積性	知見なし。
土壌中の有害性	知見なし。
オゾン層への有害性	知見なし。

## 13. 廃棄上の注意

製品の廃棄	製品の廃棄は専門の産業廃棄物処理業者に委託処理すること。 埋立ておよび海洋投棄については法規制に則って実施すること。 焼却する場合は、ダイオキシンの発生防止対策がなされた焼却炉で焼却すること。 また、焼却残渣は、そのまま外部に流出せず、専門の産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。
包装資材の廃棄	法規制、条例に従って分別し、産業廃棄物として処分すること。

## 14. 輸送上の注意

国連分類・番号  
安全対策

危険物に該当しない。  
特に法的注意事項はないが環境への放置は避けること。  
運搬に際しては、転落、落下、等がないよう積み込み、荷崩れの防止を行う。

### 15. 適用法令

- ・労働安全衛生法: 名称等を通知 法令57条の2、施行令18条の2、別表第9通知すべき危険物、および有害物
  - ・酸化チタン(IV) (CAS No.13463-67-7、政令番号第191号)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### 16. その他の情報

#### (1) 参考文献

中央労働災害防止協会 安全衛生データベース  
[http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/kag\\_main01.html](http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/kag_main01.html)  
 製品評価技術基盤機構 総合検索データベース  
<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

#### (2) 備考

本製品は品種によって含有する成分が異なります。本データシートに記載のない法規制対象物質の含有の有無については弊社セールスマンにお尋ねください。  
 本データシートの記載内容は、特に明記したものの他は通常の取扱いを対象としたものであり、あらゆる事象を想定したものではありません。  
 本データシートに記載した注意事項は、通常の取扱いを想定した情報提供であり、弊社が安全を保証するものではありません。  
 記載内容は現時点で入手可能な文献、データに基づいて作製しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険有害性について、弊社はいかなる保証も致しかねます。  
 記載内容は改訂されることがあります。